

コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

1. コミュニティバス(ワゴン路線)の事業者について

再編計画の策定後、ワゴン路線の運行事業者を市内に事業所等を有するタクシー事業者から募集し、次のとおり決定しました。

(1) 選定経過

	内容	時期
1	再編計画の策定	7月24日(木)
2	選定要領の策定	7月28日(月)
3	募集要項の決定	7月28日(月)
4	第1回選定委員会	7月28日(月)
5	募集要項の配布	7月29日(火)
6	質問の受付	7月29日(火)～8月8日(金)
7	質問の回答	8月12日(火)
8	応募期間	7月29日(火)～8月22日(金)
9	採点期間	8月25日(月)～8月27日(水)
10	第2回選定委員会	8月28日(木)
11	選定結果の通知	8月28日(木)
12	個別協議	9月4日(木)、5日(金)、11日(木)
13	基本協定の締結	～9月26日(金)

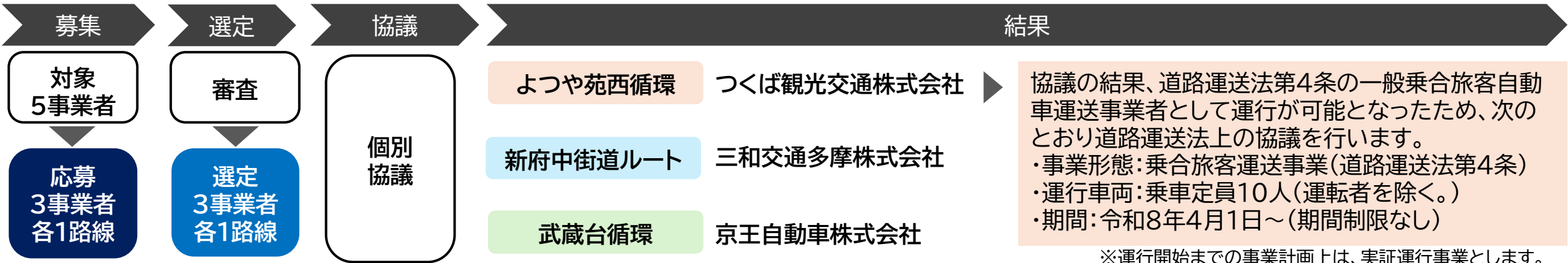
※募集要項の配布:対象となる市内に事業所等を有するタクシー事業者へ送付
※選定委員会:市の関係する部署の管理職で構成

(2) 審査基準

参照:国土交通省「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」

項目	審査基準
運行経費	能率的な運営を前提としているか。
	安全運行のために必要な運行経費を確保しているか。
	運行経費が適正な見積もりに基づいているか。
収益拡大策	収益拡大策を有しているか。
運行の安全性	旅客運送事業の実績があるか。
	直近3年以内に国土交通省による処分の状況
	直近3年以内に重大事故(自動車事故報告規則(昭和26年12月運輸省令第104号)第2条に掲げる事故をいう。)の発生状況
	運輸安全マネジメントの導入状況
	運行管理体制
	整備管理体制
	営業所と車庫との距離
	適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画
	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の設置状況
	高齢者、障害者への配慮(バリアフリー車両の導入等)
利用者の利便性	運転者の教育体制
	利用者に対する情報提供の体制
	苦情対応体制
	他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取組
環境への配慮	低公害車の導入状況
	省エネルギーへの取組状況
	交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又はISO14001の取得の有無
緊急時の対応能力	事故時の処理体制
	事故時の損害賠償能力
	災害発生時等緊急時の対応能力
	予備車両の状況

(3) 結果



※運行開始までの事業計画上は、実証運行事業とします。

コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

2. コミュニティバス(ワゴン路線)よつや苑西循環の運行計画について

(1) 協議事項の概要

区分		概要
対象系統		府中市コミュニティバス「ちゅうバス」 よつや苑西循環:運行事業者変更・車両変更
協議内容		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画に基づくコミュニティバス路線の再編(運行事業者・車両変更)
再編理由		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画のとおり
検討経緯		①府中市地域公共交通計画(令和5年7月)に基づき地域公共交通ネットワークの再編を重点的に推進することを決定。 ②府中市地域公共交通協議会において、府中市地域公共交通ネットワーク再編計画について協議し、再編案を検討。 ③警視庁、道路管理者、運行事業者等と事前協議し、運行上の問題がないことを確認。
運行事業者		つくば観光交通株式会社 ※府中市との運行協定に基づくもの。
運行計画	事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第4条)
	運行概要	定時定路線型乗合バス(ワゴン車両)
	実施予定日・期間	令和8年4月1日～
	運行ルート	中河原駅 ⇒ よつや苑西 ⇒ 中河原駅(約6.8km)
	停留所	16か所
	運行日	毎日
	運行回数時間	1日16便(45分間隔) 開始時間:7:52／終了時刻:19:35 ※運行ダイヤ参照
	使用車両	ワゴン車両(トヨタハイエース通勤用)定員10名 ※ 満車時は状況に応じて追走車両が運行
	運転者	中型自動車第二種免許保有者
	運賃	※別途運賃協議会で決定

(2) 路線概要図



(3) 運行ダイヤ

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便
中河原駅（出発）	7:52	8:37	9:22	10:07	10:52	11:37	12:22	13:07	13:52	14:37	15:22	16:07	16:52	17:37	18:22	19:07
変電所前	7:54	8:39	9:24	10:09	10:54	11:39	12:24	13:09	13:54	14:39	15:24	16:09	16:54	17:39	18:24	19:09
住吉町三丁目	7:55	8:40	9:25	10:10	10:55	11:40	12:25	13:10	13:55	14:40	15:25	16:10	16:55	17:40	18:25	19:10
消防分団前	7:56	8:41	9:26	10:11	10:56	11:41	12:26	13:11	13:56	14:41	15:26	16:11	16:56	17:41	18:26	19:11
四谷公会堂	7:58	8:43	9:28	10:13	10:58	11:43	12:28	13:13	13:58	14:43	15:28	16:13	16:58	17:43	18:28	19:13
稲荷神社	7:59	8:44	9:29	10:14	10:59	11:44	12:29	13:14	13:59	14:44	15:29	16:14	16:59	17:44	18:29	19:14
四谷駐在所西	8:01	8:46	9:31	10:16	11:01	11:46	12:31	13:16	14:01	14:46	15:31	16:16	17:01	17:46	18:31	19:16
四谷さくら公園	8:03	8:48	9:33	10:18	11:03	11:48	12:33	13:18	14:03	14:48	15:33	16:18	17:03	17:48	18:33	19:18
四谷三丁目西	8:05	8:50	9:35	10:20	11:05	11:50	12:35	13:20	14:05	14:50	15:35	16:20	17:05	17:50	18:35	19:20
よつや苑西	8:08	8:53	9:38	10:23	11:08	11:53	12:38	13:23	14:08	14:53	15:38	16:23	17:08	17:53	18:38	19:23
四谷三丁目	8:09	8:54	9:39	10:24	11:09	11:54	12:39	13:24	14:09	14:54	15:39	16:24	17:09	17:54	18:39	19:24
府中第八中学校北	8:13	8:58	9:43	10:28	11:13	11:58	12:43	13:28	14:13	14:58	15:43	16:28	17:13	17:58	18:43	19:28
四谷一丁目南	8:14	8:59	9:44	10:29	11:14	11:59	12:44	13:29	14:14	14:59	15:44	16:29	17:14	17:59	18:44	19:29
四谷一丁目	8:15	9:00	9:45	10:30	11:15	12:00	12:45	13:30	14:15	15:00	15:45	16:30	17:15	18:00	18:45	19:30
四谷一丁目東	8:16	9:01	9:46	10:31	11:16	12:01	12:46	13:31	14:16	15:01	15:46	16:31	17:16	18:01	18:46	19:31
住吉町四丁目	8:18	9:03	9:48	10:33	11:18	12:03	12:48	13:33	14:18	15:03	15:48	16:33	17:18	18:03	18:48	19:33
中河原駅（到着）	8:20	9:05	9:50	10:35	11:20	12:05	12:50	13:35	14:20	15:05	15:50	16:35	17:20	18:05	18:50	19:35

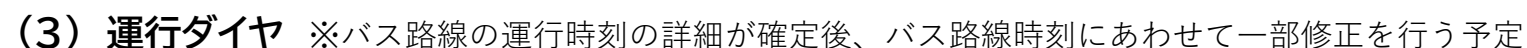
コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

3. コミュニティバス(ワゴン路線)新府中街道ルートの運行計画について

(1) 協議事項の概要

区分		概要
対象系統		府中市コミュニティバス「ちゅうバス」 新府中街道ルート:路線新設
協議内容		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画に基づくコミュニティバス路線の再編(路線新設)
再編理由		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画のとおり
検討経緯		①府中市地域公共交通計画(令和5年7月)に基づき地域公共交通ネットワークの再編を重点的に推進することを決定。 ②府中市地域公共交通協議会において、府中市地域公共交通ネットワーク再編計画について協議し、再編案を検討。 ③警視庁、道路管理者、運行事業者等と事前協議し、運行上の問題がないことを確認。
運行事業者		三和交通多摩株式会社 ※府中市との運行協定に基づくもの。
運行計画	事業形態	一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送事業(道路運送法第21条第2項)
	運行概要	定時定路線型乗合タクシー(ワゴン車両)
	実施予定日・期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※利用状況により延長を決定
	運行ルート	往路:中河原駅⇒西府駅⇒総合医療センター(約14.9km) 復路:総合医療センター⇒西府駅⇒中河原駅(約12.1km)
	停留所	19か所
	運行日	毎日
	運行回数時間	1日8便(90分間隔) 開始時間:8:16 終了時刻:19:50 ※運行ダイヤ参照
	使用車両	ワゴン車両(トヨタハイエース通勤用)定員9名 ※ 満車時は状況に応じて追走車両が運行
	運転者	普通自動車第二種免許保有者
	運賃	※別途運賃協議会で決定

(2) 路線概要図

5

コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

4. コミュニティバス(ワゴン路線)武蔵台循環の運行計画について

(1) 協議事項の概要

区分		概要
対象系統		府中市コミュニティバス「ちゅうバス」 武蔵台循環：路線新設
協議内容		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画に基づくコミュニティバス路線の再編(路線新設)
再編理由		府中市地域公共交通ネットワーク再編計画のとおり
検討経緯		①府中市地域公共交通計画(令和5年7月)に基づき地域公共交通ネットワークの再編を重点的に推進することを決定。 ②府中市地域公共交通協議会において、府中市地域公共交通ネットワーク再編計画について協議し、再編案を検討。 ③警視庁、道路管理者、運行事業者等と事前協議し、運行上の問題がないことを確認。
運行事業者		京王自動車株式会社 ※府中市との運行協定に基づくもの。
運行計画	事業形態	一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送事業(道路運送法第21条第2項)
	運行概要	定時定路線型乗合タクシー(ワゴン車両)
	実施予定日・期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※利用状況により延長を決定
	運行ルート	西府駅⇄泉苑前⇄西府駅(約8.8km)
	停留所	13か所
	運行日	毎日
	運行回数時間	1日12便(60分間隔) 開始時間:8:23 終了時刻:19:55 ※運行ダイヤ参照
	使用車両	ワゴン車両(トヨタハイエースコムーター)定員9名 ※ 満車時は状況に応じて追走車両が運行
	運転者	普通自動車第二種免許保有者
	運賃	※別途運賃協議会で決定

コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

(2) 路線概要図



(3) 運行ダイヤ ※バス路線の運行時刻の詳細が確定後、バス路線時刻にあわせて一部修正を行う予定

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
西府駅	8:23	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23
西府町三丁目	8:26	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26	19:26
富士見通	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27	19:27
本宿小学校	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28	19:28
本宿町四丁目	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29	19:29
西府駅	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33	19:33
仮)本宿町西	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	19:35
西原町南	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	19:37
西原町	8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38	19:38
西原町北	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39	19:39
仮)武蔵台公園	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	19:41
泉苑前	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43	19:43
武蔵台一丁目	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	19:45
武蔵台一丁目西	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46	19:46
西原町北	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	19:50
西原町	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	19:50
西原町南	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	19:51
仮)本宿町西	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	19:53
西府駅	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	19:55

コミュニティバス(ワゴン路線)の運行計画について

5. 21条運行の車両による4条運行停留所の共用について

(1) 道路交通法の手続

新府中街道ルート及び武蔵台循環では、道路運送法第21条に基づく車両が、既存の路線バスの停留所と同じ場所で乗降することを予定しているため、道路交通法に基づく手続として、次に定める者の**合意が必要**です。

道路交通法

(停車及び駐車を禁止する場所)

第44条 **車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。**

(5) **乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分(カッコ内省略)**

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(2) **旅客の運送の用に供する自動車(カッコ内省略)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。)**

道路交通法施行規則

(停車又は駐車に関係のある者)

第6条の3の3 **法第44条第2項第2号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。**

- (1) **乗合自動車、トロリーバス又は路面電車を使用する者**
- (2) **公安委員会**
- (3) **都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)**
- (4) **地方運輸局長**
- (5) 前各号に掲げる者のほか、**当該停車又は駐車に関係のあるものとして公安委員会が認める者**

共用停留所位置



(2) 地域公共交通協議会における協議事項

本件に関する合意が必要な者

- (1)⇒コミュニティバス運行事業者
- (2)⇒公安委員会
- (3)⇒府中市長
- (4)⇒関東運輸局長
- (5)⇒共用する停留所の所在地の自治会長

本日の協議を踏まえ合意に必要な手続を進める

本協議会では、合意が必要な者のうち、(5)の自治会長(対象者12名)が不在のため、**別途自治会長の合意を得る必要がある**